



室蘭基署発0528第2号
令和2年5月28日

関係者 各位

室蘭労働基準監督署長



新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための電子申請の一層の普及
及び促進について（ご依頼）

日頃より、労働基準行政の推進に格別の御支援とご協力を賜っておりますことに、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、その拡大範囲が全国に及び、4月7日に7都府県に対し新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が出され、4月16日には全ての都道府県に拡大されました。

これに伴い、爆発的な感染の拡大を防ぐために、可能な限りの外出自粛等が求められており、テレワークの活用など職場においても感染拡大防止に向けた取組が求められています。

このような中、従来より、労働基準法や最低賃金法に定められた手続きのために、多くの使用者の方々に労働基準監督署の窓口にお越し頂いていらっしゃることから、今般、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、電子申請を利用した届出等を積極的に勧めることといたしました。

つきましては、本取組の趣旨を御理解の上、別添リーフレットを貴団体のホームページに掲載いただくなどにより、会員事業場に広く周知を行っていただきますよう、特段の御配意をお願い申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、 労働基準監督署への届出や申請は、 電子申請を利用しましょう！

労働基準監督署に来署いただかなくても手続できます

労働基準法や最低賃金法に定められた手続については、労働基準監督署の窓口にお越し
いただくことなく、電子政府の総合窓口「e-Gov」から、電子申請の利用が可能です。

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、多くの方が利用される労働基準監督署の窓口
での届出・申請は避け、電子申請の利用を推奨します。

電子申請が直ちに利用できない場合は郵送による届出・申請も可能です。

届出・申請可能な主な手続

労働基準法に定められた届出など	● 時間外・休日労働に関する協定届（36協定届） ● 就業規則の届出 ● 1年単位の変形労働時間制に関する協定届など
最低賃金法に定められた申請など	● 最低賃金の減額特例許可の申請など

※ e-Gov電子申請システムはパソコンからのみご利用いただけます。

簡単・スマートに申請可能です

- インターネット上の様式に必要事項を入力し、電子署名を付してクリックするだけで手続ができます。
- 大量の書類への記入も、電子申請ならデータでスマートに処理できます。

導入も簡単です

- マイナンバーカードや住民基本台帳カード（以下「マイナンバーカードなど」といいます）を使うと、電子証明書の取得の手間や費用がかかりません。
- ※ I Cカードリーダライタ（マイナンバーカードなどを読み込む機器）などが別途必要です。
- 労働基準法や最低賃金法に基づく届出や申請について、社労士が提出代行を行う場合、提出代行に関する証明書をPDF形式で添付することにより、使用者の電子署名及び電子証明書を省略することができます。

令和2年3月から、36協定・就業規則の本社一括届出の手続方式が変更され、
36協定は最大30,000事業場、就業規則は最大2,500事業場について一度に申請可能になりました。

※ 申請ファイルには、ファイル数99個、1ファイル50MB、総容量99MBの上限があります。

電子申請の具体的な利用方法は裏面をご確認ください



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

電子申請の方法

電子政府の総合窓口「e-Gov（イーガブ）」のホームページから電子申請が利用できます。

- ホームページは

⇒

を検索してください。



電子申請の利用には事前準備が必要です。詳しくは、

e-Gov 事前準備

を検索してください。

電子申請に関してご不明な点については、以下の問合せ先にご相談ください。

①：事前準備や操作方法などに関するお問い合わせ先

電子政府利用支援センター

■電話番号：050-3786-2225 (050ビジネスダイヤル)

050-3822-3345 (通話料金はご利用の回線により異なります。)

■受付時間：4～7月 平日 午前9時から午後7時まで

土日祝日 午前9時から午後5時まで

8～3月 平日・土日祝日 午前9時から午後5時まで

②：各届出などに関するお問い合わせ先

労働基準法などに基づく届出などについてご不明な点があれば、都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

- 【都道府県労働局及び労働基準監督署の連絡先等】

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaianai/roudoukyoku/>

③：電子申請の手続きや事前準備

電子申請やその事前準備は、電子政府の総合窓口「e-Gov（イーガブ）」でご利用いただけます。

<https://www.e-gov.go.jp/>

④：労働基準法などの手続に関する電子申請についてのホームページ

労働基準法などの手続に関する電子申請については、以下の厚生労働省ホームページにマニュアル、解説、関連する通達などを掲載していますので、ご参照ください。

- ホームページは「労基法等 電子」で検索！ ⇒

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html>

- 【厚生労働省ホームページの進み方】

「ホーム」>「政策について」>「分野別の政策一覧」>「雇用・労働」>「労働基準」>「事業主の方へ」>「労働基準法等の規定に基づく届出等の電子申請について」



STOP! 転倒災害 プロジェクト



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

あなたの職場は大丈夫？

転倒の危険をチェックしてみましょう

転倒災害防止のためのチェックシート



チェック項目

チェック項目	
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか
3	安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか
4	転倒を予防するための教育を行っていますか
5	作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつちょうど良いサイズのものを選んでいますか
6	ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などを標識などで注意喚起していますか
8	ながらスマホやポケットに手を入れたまま歩くこと、手すりを持たない階段の昇降などを禁止していますか
9	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか

チェックの結果は、いかがでしたか？

問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイディアを出し合いましょう！ 次頁の「見える化」も効果的です!!



まずは、職場内で情報共有

転倒危険場所を見る化しましょう！

転倒の危険を感じた場所の情報を収集し、労働者への共有を図ることが大切です。
危険場所に下のステッカーの掲示を行うなど、転倒の危険を見る化しましょう！

※下のステッカーは、「STOP！転倒災害プロジェクト」のホームページからもダウンロードできます。

-----切り取り線-----

転倒危険！



コメント

-----切り取り線-----

STOP! 転倒災害プロジェクト

厚生労働省と労働災害防止団体では、転倒災害を撲滅するため「STOP! 転倒災害プロジェクト」を推進しています。

STOP! 転倒 検索

事業者の皆さまは、職場の転倒災害防止対策を進めていただくとともに、適時にチェックリストを活用した総点検を行い、安全委員会などの調査審議などを経て職場環境の改善を図ってください。

転倒災害の特徴

特徴1 転倒災害は最も多い労働災害！

休業4日以上の労働災害、約12万件のうち、転倒災害は約2.8万件と最も多く発生しており、近年増加傾向です。

特徴2 特に高年齢者で多く発生！

高年齢者ほど転倒災害のリスクが増加し、55歳以上では55歳未満と比較してリスクが約3倍に増加します。

特徴3 休業1か月以上が約6割！

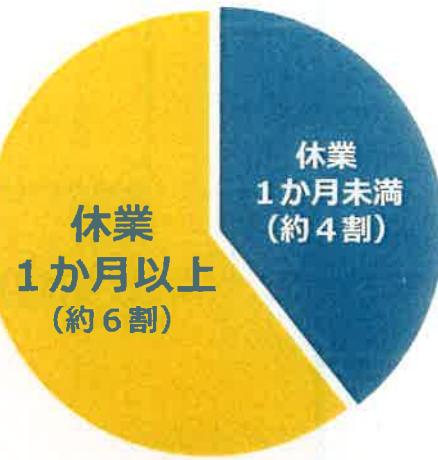
転倒災害による休業期間は約6割が1か月以上となっています。

特徴4 冬季に多く発生！

降雪の多い地域では、冬季に多く発生しています。

転倒災害の主な原因

▶転倒災害は、大きく3種類に分けられます。皆さまの職場にも似たような危険はありませんか？



「平成29年転倒災害による休業期間の割合」 労働者死傷病報告（厚生労働省）より作成



<主な原因>

- 床が滑りやすい素材である。
- 床に水や油が飛散している。
- ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている。
- 路面等が凍結している。



<主な原因>

- 床の凹凸や段差がある。
- 床に荷物や商品などが放置されている。



<主な原因>

- 大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態で作業している。

転倒災害防止対策のポイント

▶転倒災害を防止することで、安心して作業が行えるようになり、作業効率も上がります。

4S(整理・整頓・清掃・清潔)	転倒しにくい作業方法	その他の対策
<ul style="list-style-type: none">歩行場所に物を放置しない床面の汚れ(水、油、粉など)を取り除く床面の凹凸、段差などの解消	<ul style="list-style-type: none">時間に余裕を持って行動滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行足元が見えにくい状態で作業しない	<ul style="list-style-type: none">移動や作業に適した靴の着用職場の危険マップの作成による危険情報の共有転倒危険場所にステッカーなどで注意喚起

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください！

「STOP! 転倒災害プロジェクト」

STOP! 転倒

検索

